

## 社会福祉法人ポプラ会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポプラ会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 役員の報酬については、社会福祉の精神に則り、且つ、業務量も多大でないことから、役員業務にかかる報酬の支出については当面の間、無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 | 日額 1,000 円 |
| (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償     | 日額 1,000 円 |

2 職務に基づく出張の場合、当法人が定める旅費規定より費用を支弁するものとする。この場合、前項の費用弁償は行わない

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年6月3日から施行する。